

2010年7月3日日弁連シンポジウム 発言要旨

特養をよくする特養の会
事務局長 橋本武也

介護保険法は、第一条で「要介護者の尊厳の保持」を規定しています。要介護者はどのような状況にあっても、人としての尊厳の原則にそってあらゆる介護サービスが提供されるべきです。

心身が虚弱な高齢者が長い年月暮らす場として相部屋はふさわしくないこと、とりわけ認知症になった高齢者には過酷な環境であることが明らかになり、国は、介護保険制度の理念にもとづき、2002年、「個室ユニットケア」を制度化し、2003年以降の特養の新設はこれに限定するという方針を貫いてきました。将来的には個室ユニット特養の割合を7割にまであげるという政策方針をたてました。このことは、「全室個室ユニット特養」が標準であり、その根拠は「高齢者の尊厳の保持」を規定した介護保険法にあるという解釈で一貫したものでした。

これが、今まさに崩壊的に壊され、また、多床室型の特養建設を促進しようとの動きが活発化しています。しかも、その根拠が「特養の待機者が42万人」「低所得者が個室ユニットに入れない」「大都市を中心に施設用の土地がない」などの理由です。全ての理由に於いて、その原因を「個室ユニット」にされています。これはまさに昔の魔女裁判のようなもの。全くと言っていいほど科学的なエビデンスに基づいた見解ではありません。ほとんどの原因をつくったのは、住み慣れた地域で最後まで自分らし、生きるという理念に従った在宅サービスの脆弱さ、また、住み慣れた地域で暮らし続けるための、高齢者住宅整備の遅れなどが引き起こした結果です。

我々は、科学的なエビデンスに基づいて、これら個室批判されている原因を論破し、要介護高齢者の尊厳の保持のための個室ユニットを守っていきたいと思っています。